

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金 第2弾(8月～9月分)申請要領

【受付期間】

2021年10月1日(金)～2021年11月30日(火) (11月30日消印有効)

ご注意: 期間終了後の受付は、一切行いませんので、必ず期間内にご提出ください。

【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接のお持ち込みはできません。

以下の宛先に、追跡確認ができる簡易書留等で、必ず郵送により提出してください。

(郵送先) 〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル8階
長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金(第2弾) 事務局

注) 長野県が業務委託した機関((株)JTB長野支店の特設事務所)の宛先です。

【申請書類等の入手方法】

申請書類等は、次の方法等により入手してください。

- ・長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp/>
- ・9月29日以降、最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター(県合同庁舎内 地域振興局商工観光課)、各商工会議所・商工会での受け取り



【よくあるご質問】

本書の12～15ページをご確認ください。

また、以下のホームページに最新版を掲載し、随時更新します。

(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp/faq/>



【お問い合わせ先】

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金 事務局

電話: 026-262-1807 (委託先: (株)JTB長野支店)

受付時間: 午前9時15分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

長野県産業労働部

✂切り取り線✂

右の点線を切り取って、封筒に貼ることで、郵送用の宛名としてご利用いただけます。

〒380-0824

長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル8階

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金(第2弾)
事務局

第2弾(8月～9月分)

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 第2弾の申請について

2021年9月21日

I 特別応援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが大きく減少した県内の中小企業者等のうち、国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）」を受給していない事業者の皆様を対象に、「長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金（以下「特別応援金」という。）」を予算の範囲内で支給します。

2 支給対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本年(2021年)8月又は9月の事業収入等が、2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少した中小企業者等



詳しくは「II 支給対象者」をご参照ください。

3 支給金額【申請は1事業者につき1回限りです】

支給金額(上限額まで) = (基準月^{※1}の月間事業収入等) - (対象月^{※2}の月間事業収入等)

(1,000円未満切り捨て)

法人等 上限額 **40** 万円

個人事業者 上限額 **20** 万円

※1 基準月：2019年又は2020年における対象月^{※2}と同じ月

※2 対象月：2021年8月又は9月のうち、2019年又は2020年同月比で月間の事業収入等が50%以上減少している任意の月

【ご注意】・本年(2021年)8月分・9月分の月次支援金を申請又は申請予定の方で、特別応援金の申請期限までに、8月分・9月分の月次支援金の審査結果が判明する見通しが立たない場合は、特別応援金の申請が可能です。その場合、特別応援金の支給には、月次支援金の審査結果(月次支援金が受給できないことを証明する書類)の送付が必要になります。また、7月分以前と10月分以降の月次支援金のみを申請する場合、特別応援金第2弾の申請は可能です。なお、審査の過程等で月次支援金の受給者リストと照合を行います。

・特別応援金の支給情報は、事業所等が所在する自治体、警察、税務署等政府機関に提出・開示することがあります。なお、特別応援金は、所得税等の課税所得になります。



詳しくは「III 支給金額」をご参照ください。

特別応援金を装った詐欺にご注意ください！

特別応援金の支給等に関して、県や市町村等が以下を行うことは絶対にありません。

- ・ 訪問や電話、Eメール等により金融機関の口座の暗証番号などの情報を聞き出すこと。
- ・ 現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすること。
- ・ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
- ・ Eメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。

II 支給対象者

以下の要件を全て満たす事業者とします。

- 1 資本金等の額が10億円未満、資本金等の定めがない場合は常時使用する従業員が2000人以下であること。
ただし、組合や社団法人においては、構成員の3分の2以上がそれに該当すること。
- 2 法人等は、本店又は主たる事務所が長野県内にあり、かつ法人税を長野県内で納税していること。個人事業者は、住所が長野県内にあり、かつ事業収入等[※]の確定申告又は住民税申告を長野県内で行っていること。
※ 雇用契約ではない、業務委託契約などの収入を、「雑所得」又は「給与所得」として申告しており、その収入が、主たる収入である（他の収入を上回る）場合は、「事業収入等」として扱います。
この場合、証明する書類（業務委託契約書の写し等）の提出が必要になります。
- 3 長野県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けたことにより、本年(2021年)8月又は9月のいずれかの月（対象月）の月間事業収入等が、2019年又は2020年の同月（基準月）と比較して50%以上減少していること。
・2019年1月～2021年3月末（※）までに開業した方は、基準月の月間事業収入等を、開業年（2021年の開業者は開業月から3月まで）の平均の月間事業収入等に代えることができます。
※ 2021年4月～7月末までに開業した方については、ご相談ください。
・事業承継や法人化等により、基準月と対象月の事業者の名称が一致しない場合は、変更した理由と、その内容を確認できる書類の提出のほか、必要に応じ比較可能な帳簿等の提出を求めます。
- 5 **8月分・9月分のいずれか又は両方の月次支援金を受給していないこと、また、今後も受給しないこと。**ただし、10月分以降の月次支援金のみを申請する場合、特別応援金の申請は可能です。
なお、審査の途中又は審査後に、月次支援金の受給者リストと照合を行います。
【月次支援金申請者の特例】特別応援金の申請期限までに、8月分・9月分の月次支援金の審査結果が判明する見通しが立たない場合、特別応援金の申請が可能です。その場合、特別応援金の支給には、月次支援金の審査結果（月次支援金を受給できないことを証明する書類）の送付が必要になります。
- 6 申請事業者の代表者、役員、又はその他の従業員若しくは構成員等は、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ暴力団又は暴力団員の利用、暴力団員に対する資金供給や便宜の供与を行っていないこと。また、暴力団、暴力団員等が事業者の経営に参画していないこと。
- 7 政治団体（政治資金規正法第3条に規定する団体）に該当しないこと。
- 8 公共法人（法人税法第4条第2項に規定する法人）に該当しないこと。
- 9 地方公共団体が50%以上を出資する団体に該当しないこと。
- 10 個人事業者は、被扶養者（健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者）に該当しないこと。
- 11 特別応援金の受給後も事業を継続する意思があること。（対象月を休業した事業者の場合は、申請までに営業を再開している必要があります。）

注) 事業で生計を立てたり、雇用を維持する事業者を応援するためのものですので、公務員等で安定的な給与収入を得られている方は、要件に該当する場合であっても、申請をご遠慮いただきますようお願いいたします。

第2弾(8月～9月分)

Ⅲ 支給金額

1 支給金額の算出方法

支給金額は、2021年8月又は9月のいずれかの月のうち、2019年又は2020年同月比で月間事業収入等が50%以上減少している任意の月を「対象月」、2019年又は2020年における対象月と同じ月を「基準月」とし、以下の計算で算出します。

$$\text{支給金額} = \text{基準月の月間事業収入等} - \text{対象月の月間事業収入等}$$

$$\left(\begin{array}{ll} \text{法人等} & \text{上限額 40万円} \\ \text{個人事業者} & \text{上限額 20万円} \end{array} \right)$$

※支給金額は1,000円未満切り捨て

支給金額の算出については、別添様式2「申請金額等計算書」をご使用ください。なお、以下の点にご留意ください。

- (1) 申請者が主たる収入を「雑所得」又は「給与所得」として確定申告を行っている個人事業者の場合、対象月及び基準月における「業務委託契約等による（雇用契約によらない）収入」を比較して支給金額を算出します。
- (2) 2019年1月から2021年3月末（※）の期間に開業した方については、基準月の月間事業収入等を、開業年（2021年の開業者は開業月から3月まで）の平均月間事業収入等に代えることができます。
※ 2021年4月～7月末までに開業した方については、ご相談ください。
- (3) 対象月及び基準月の月間事業収入等に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から支払われた給付金等が含まれる場合は、その額を必ず除いて算出してください。

【例】持続化給付金、雇用調整助成金、長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金 等

Ⅳ 申請手続き等

1 申請書類

別添様式3-1、3-2「提出書類確認表」に記載の申請書類（1部）を提出してください。ご提出いただいた書類の返却は原則行いませんので、提出する前に、複写（コピー）した控えを必ず保管してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や申請内容の説明を求められることがありますので予めご承知おきください。

2021年4月～6月を対象月とする「長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金」を申請された方で、申請者情報に変更が無い場合は、一部の添付書類を省略できます。

2 申請書類等の入手方法

申請書類等は次の方法等により入手してください。

- (1) 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp/>
- (2) 9月29日以降、最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター（県合同庁舎内 地域振興局商工観光課）、各商工会議所・商工会での受け取り



3 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

2021年10月1日(金)から2021年11月30日(火)まで

(郵便物は11月30日(火)消印のものまでが有効です。)

【ご注意】・申請は1事業者につき1回限りです。

・受付終了後の受付は、一切行いませんので、必ず期間内にご提出ください。

(2) 受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接のお持ち込みは出来ません。

また、県産業・雇用総合サポートセンターでの書類のお預かりも出来ません。

申請書類は、必ず、次の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など、郵便物の追跡確認ができる方法での郵送をお願いします。

(郵送先) 〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル8階

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金(第2弾) 事務局

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。

4 お問い合わせ先

お問い合わせは、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

○長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局

電 話：026-262-1807 (委託先：(株)JTB長野支店)

受付時間：午前9時15分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

ご注意：申請いただいた書類に関して、上記の電話番号以外(事務局所有の携帯電話番号等)から照会する場合がありますので、ご承知おきください。

ただし、その場合も、金融機関口座の暗証番号などの情報をお聞きしたり、現金自動預け払い機(ATM)の操作などをお願いすることは絶対ありません。

5 特別応援金の支給

申請書類を受領後、審査の上、申請内容が適正であると確認したときは、特別応援金を支給します。書類に不備がなければ、申請受付から1か月以内に振込を行う予定ですが、受付開始直後や期間終了直前等で申請が集中した場合は、さらにお待ちいただく可能性がありますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

6 通知等

審査の結果、特別応援金の支給を決定したときは、支給金額及び支払予定日を記載した通知をお送りするとともに、振込により指定口座に入金します。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡します。

また、特別応援金の不支給を決定したときは、郵送等によりお知らせします。

第2弾(8月～9月分)

IV その他（注意事項）

- 1 **特別応援金の不正受給は重大な犯罪です。**特別応援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、長野県補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）の規定に基づき、支給決定を取り消し、受け取った特別応援金を返還していただきます。加えて、特別応援金の受領の日からの日数に応じた加算金及び延滞金の納付を求められることがあります。
- 2 1 の場合において、特別応援金の支給を受けた法人名、屋号・雅号、氏名等を公表することがあります。
- 3 申請内容の証拠書類（提出した添付書類（写し）の原本、根拠となる帳簿、取引の伝票類）を今年度終了から 5 年間（2027 年 3 月末日まで）保存してください。なお、支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、事業の実態に関する検査、報告又は是正のための措置を求められることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。
- 5 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 6 特別応援金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、事業所等が所在する自治体、警察、税務署等政府機関に提出・開示することがあります。

V 支給申請書兼誓約・同意書兼口座振込依頼書（様式 1）の選択項目

「3 申請者情報」の「業種」の選択肢

下記の 1～20 の業種の中から、主たる業種を 1 つ選び、**番号**を申請書の「業種」欄に記入してください。

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------------------|
| 1 農業、林業 | 8 運輸業、郵便業 | 15 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 2 漁業 | 9 卸売業、小売業 | 16 教育、学習支援業 |
| 3 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10 金融業、保険業 | 17 医療、福祉 |
| 4 建設業 | 11 不動産業・物品賃貸業 | 18 複合サービス事業 |
| 5 製造業 | 12 学術研究、専門・技術サービス業 | 19 サービス業(他に分類されないもの) |
| 6 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13 宿泊業 | 20 分類不能の産業 |
| 7 情報通信業 | 14 飲食サービス業 | |

「4 売上が減少した理由」の選択肢

下記の 1～6 の理由の中から、主たる理由を 1 つ選び、**番号**を申請書の「売上減少の理由」欄に記入してください。

- 1 コロナの感染拡大により、お客の数または客単価が減少した。
- 2 コロナの感染拡大により、取引先からの発注量または発注額が減少した。
- 3 コロナの感染拡大により、取引先が減少した。
- 4 コロナの感染拡大により、原材料の調達が予定通りできなかった。
- 5 コロナの感染拡大により、イベント中止、移動や面会の抑制等で営業活動そのものが制限された。
- 6 その他（ ） 1～5に該当項目がない場合は、6を選択し減少した理由を申請書に直接記入してください。

受付日 / 受付番号

新型コロナ中小企業者等特別応援金 支給申請書 兼誓約・同意書 兼口座振込依頼書

長野県知事 阿部 守一 様

2021 年 月 日

私は、次のとおり、長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金の支給を申請します。

1 誓約・同意事項 (提出前に内容を確認し、必ず、下のチェック欄に「✓」を入れてください。)

- (1) 本申請は、本事業の「申請要領II 支給対象者」に定める支給要件を全て満たしています。
(2) 本申請書に記入した内容に、虚偽の記入は一切ありません。
(3) 本応援金の受給後も事業を継続します。対象月に休業している場合は、申請までに営業を再開します。
(4) 本申請に係る証拠書類(添付書類の原本、帳簿類、取引伝票類)を、2027年3月末まで保存します。
(5) 将来にわたって2021年8月、9月を対象とする月次支援金を受給しません。なお、すでに申請済みの場合又は今後申請する場合は、本申請を取り下げるか、あるいは、取り下げない時は、2021年8月分又は9月分の月次支援金と本申請にかかる特別応援金の両方を受給した場合は、いずれかを直ちに返還します。
(6) 知事又は知事が委任した者の求めに応じて(4)で保存している書類の情報を速やかに提供します。
(7) 申請内容に疑義がある場合に、知事又は知事が委任した者が事情聴取及び立入検査等の調査を行うことに同意します。
(8) 無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、特別応援金の返還等を直ちにを行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があることについて同意します。
(9) 提出した申請書類の情報等が、本応援金の事務のために第三者に提供される場合及び本応援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があることについて同意します。

私は上記(1)～(6)の事項を誓約し、(7)～(9)の事項に同意します。

必ず「✓」してください

チェック欄

4月～6月分の特別応援金を申請された方も全ての項目に記入が必要です

2 申請者兼誓約する者

法人名(法人の場合)・屋号等(個人の場合)

氏名を印字をされた場合「実印」の押印が必要です

代表者の職・氏名又は個人事業者の氏名(自署)

3 申請者情報 (業種欄については、申請要領5ページ下部の表から、該当する番号を1つ記入してください。)

Table with 4 columns: 事業者の区分, 法人番号(法人のみ), 生年月日(個人のみ), 業種※選択, 資本金の額又は出資の総額(法人のみ), 常時使用する従業員数(法人のみ), 郵便番号, 住所又は本店所在地, フリガナ, E-mailアドレス, 担当者の氏名, 日中に連絡が取れる電話番号, 振込先の口座, 金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座名義(カタカナで記入), 金融機関コード, 支店コード, 口座番号(右詰め), 申請金額(様式2:申請金額等計算書から転記)

4 売上が減少した理由 (申請要領5ページ下部の表から、該当する番号を1つ記入してください。)

Table with 2 columns: 減収した理由 番号, 6を選んだ場合具体的に記入

5 月次支援金・特別応援金の申請状況 (該当するものにチェックしてください。)

Table with 2 columns: 8月分又は9月分の月次支援金を, 申請をしておらず、今後も申請を行いません。 / 申請をしている。あるいは、今後申請する可能性があります。 / 4月～6月分の特別応援金を, 申請済みで「3申請者情報」に変更がありません。 / 申請済みで「3申請者情報」に変更があります。または未申請。

※申請内容について、お問い合わせさせていただく場合がございます。申請書の控え(コピー)をお手元に保管してください。

6 確認事項 (該当するものにチェックしてください。)

Table with 2 columns: 提出書類の記載に軽微な不備があった場合, 県及び県が契約する委託機関による修正を認めます。 / 自ら修正します。

第2弾(8月～9月分)

様式2

申請金額等計算書

塗りの個所に記入してください。

法人名又は氏名

基準月	<p>以下から比較の基となる月(基準月)を選択(✓)してください。 なお、2019年以降に開業した者(新規開業者)は、下のA欄の記載で代えることができます。</p> <p> <input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 新規開業 <input type="checkbox"/> 2020年 <input type="checkbox"/> 9月 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 原則として新型コロナの影響がない前々年(2019年)を選択してください。 新規開業の方は基準月の収入に代え下のA欄で基準月収を算出してください。 前年(2020年)を選択する場合は、下のB欄で、新型コロナ関連の給付金等の受給額を算出してください。 </div>							
基準月の収入	<p>確定申告書類に記載された基準月の収入から転記(無い場合は売上台帳から算出し記入)してください。 基準月に2020年を選んだ場合は、下のB欄⑥の「基準月の合計受給額」を必ず除いて記入してください。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">税込額</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td rowspan="2" style="width: 35%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 税込額で申告した場合は、税抜額も算出し記入してください。 税抜額は簡易的に「税込額 ÷ 1.10」で計算する方法も可能です。 白色申告等で月収の記載が無い場合は、売上台帳から算出して記入してください。 新規開業の方は基準月の収入に代え下のA欄で基準月収を算出してください。 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">税抜額 ①</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">1円未満は切り捨て</p>	税込額		円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 税込額で申告した場合は、税抜額も算出し記入してください。 税抜額は簡易的に「税込額 ÷ 1.10」で計算する方法も可能です。 白色申告等で月収の記載が無い場合は、売上台帳から算出して記入してください。 新規開業の方は基準月の収入に代え下のA欄で基準月収を算出してください。 </div>	税抜額 ①		円
税込額		円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 税込額で申告した場合は、税抜額も算出し記入してください。 税抜額は簡易的に「税込額 ÷ 1.10」で計算する方法も可能です。 白色申告等で月収の記載が無い場合は、売上台帳から算出して記入してください。 新規開業の方は基準月の収入に代え下のA欄で基準月収を算出してください。 </div>					
税抜額 ①		円						
対象月の収入	<p>本年(2021年)の8月又は9月で、基準月と同じ月の収入を売上台帳から算出して記入してください。</p> <p>税抜額 ② 円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>・税抜額は簡易的に「税込額 ÷ 1.10」で計算する方法も可能です。</p> </div> <p style="font-size: x-small;">ご注意：本欄が「0円」の場合は、対象月以降で売上収入がある月の売上台帳の提出が必要です。 新型コロナ関連給付金等を受給している場合は、受給金額を除いた額を記入してください。</p>							
減少率	<p>右の式で計算し、確認してください。 ご注意：50%未満の場合、申請できません。</p> $\left(1 - \frac{\text{②}}{\text{①}}\right) \times 100\% = \text{ } \%$ <p style="text-align: right; font-size: x-small;">小数点以下切り捨て</p>							
減少額	<p>右の式で計算してください。</p> $\text{①} - \text{②} = \text{③} \text{ 円}$							
申請金額	<p>③の金額から千円未満を切り捨てた額と上限額(法人40万円、個人20万円)のどちらか低い額を記入してください。</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">,000 円</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: #333;">⇒</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; color: #333;">申請書(様式1)にこの金額を転記</p>							

A 欄	<p>2019年1月～2021年3月までに開業した者で希望する方のみご使用ください。</p> <p>以下に必要事項を記入し計算してください。また、対象とする月を選択してください。</p>																	
開業年の営業月数 ④	<input type="checkbox"/> 月	<p>対象とする月 2021年 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月</p> <p>※対象とする月の収入は、売上台帳から算出し上欄②に記入してください。</p>																
開業年の売上収入 税抜額 ⑤		<p>基準月収(平均月収) ⑤ ÷ ④ = ① 円</p> <p style="font-size: x-small;">1円未満は切り捨て</p>																
※2021年に開業した場合の売上収入は開業～3月までが対象																		
B 欄	<p>基準月に前年(2020年)8月又は9月を選択した方は記載が必要です。</p>																	
基準月の合計受給額 ⑥		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; font-size: x-small;">内訳</td> <td style="width: 70%; font-size: x-small;">持続化給付金</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: x-small;">新型コロナ協力金</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: x-small;">雇用調整助成金</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: x-small;">その他 ()</td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">円</td> </tr> </table>	内訳	持続化給付金		円		新型コロナ協力金		円		雇用調整助成金		円		その他 ()		円
内訳	持続化給付金		円															
	新型コロナ協力金		円															
	雇用調整助成金		円															
	その他 ()		円															

提出書類確認表

法人名 _____

以下の確認欄に、☑を入れながらご確認の上、ご提出ください。

確認	必要書類	説明・留意事項
<input type="checkbox"/>	1 新型コロナ中小企業者等特別応援金支給申請書兼誓約・同意書兼口座振込依頼書(様式1)	原本をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	2 申請金額等計算書(様式2)	
<input type="checkbox"/>	3 [法人用]提出書類確認表(様式3-1:本紙)	
<input type="checkbox"/>	4 履歴事項全部証明書	3か月以内に発行されたものに限り、 <u>4～6月分の応援金を申請した方で申請後に変更が無い場合は省略可能です。</u>
<input type="checkbox"/>	5 法人名義の応援金振込口座の通帳等(写し)又はキャッシュカード(写し)、電子通帳画面(写し)	金融機関名、法人名義、口座番号が確認できる見開きのページを複写してください。 <u>4～6月分の応援金を申請した方で申請後に変更が無い場合は省略可能です。</u>
<input type="checkbox"/>	6 法人税の確定申告書 別表一の控え等(写し)	收受日付印が押印されたもの、又はe-Taxの受付日時が印字されたものを提出してください。基準月(前々年(2019年)又は前年(2020年)の8、9月から選んだ月)が含まれた年の申告書を提出してください。 ※ 收受日付印が無い場合は納税証明書を添付願います(<u>4～6月分の応援金を申請した方は納税証明書のみ省略可能です。</u>)
<input type="checkbox"/>	7 法人事業概況説明書の控え等(写し)	基準月(前々年(2019年)又は前年(2020年)の8、9月から選んだ月)が含まれた事業年度の申告書を提出してください。
	<input type="checkbox"/> [月毎の売上の記載が無い場合に追加] 基準月の売上台帳等(写し)	<u>日ごとの売上額</u> と、月の合計売上額が確認できるものとしてください。
<input type="checkbox"/>	8 対象月の売上台帳等(写し)	本年(2021年)の8、9月のうち、基準月と同月のものです。 <u>日ごとの売上額</u> と、月の合計売上額が確認できるものとしてください。
	<input type="checkbox"/> [対象月の売上が無い(0円)の場合に追加] 対象月以降で売上がある月の売上台帳等(写し)	<u>日ごとの売上額</u> と、月の合計売上額が確認できるものとしてください。

〔その他留意事項〕・手書きの場合は、黒色ボールペンで記載してください。(消えるボールペン不可)

第2弾(8月～9月分)

様式3-2 (個人事業者用)

個人事業者用

提出書類確認表

氏名 _____

以下の確認欄に、 を入れながらご確認の上、ご提出ください。

確認	必要書類	説明・留意事項
<input type="checkbox"/>	1 新型コロナ中小企業者等特別応援金支給申請書兼誓約・同意書兼口座振込依頼書(様式1)	原本をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	2 申請金額等計算書(様式2)	
<input type="checkbox"/>	3 [個人用] 提出書類確認表(様式3-2:本紙)	
<input type="checkbox"/>	4 健康保険証(写し) ※「保険者番号及び被保険者等記号・番号」等を復元できない程度にマスキング(黒塗り)を施すこと。	被扶養者でないことの確認に用います。 <u>4～6月分の応援金を申請した方で申請後に変更が無い場合は省略可能です。</u>
<input type="checkbox"/>	5 現住所が印字された身分証明書類1点 運転免許証(両面写し)、マイナンバーカード(表面写し)、住民票等	申請した住所と一致するものに限りです。 ※運転免許証の場合は必ず裏面もお願いします。 <u>4～6月分の応援金を申請した方で申請後に変更が無い場合は省略可能です。</u>
<input type="checkbox"/>	6 本人名義の応援金振込口座の通帳等(写し) 又はキャッシュカード(写し)、電子通帳画面(写し)	金融機関名、本人名義、口座番号が確認できる見開きのページを複写してください。 <u>4～6月分の応援金を申請した方で申請後に変更が無い場合は省略可能です。</u>
<input type="checkbox"/>	7 所得税の確定申告書 第一表の控え(写し)	<p>收受日付印が押印されたもの、又はe-Taxの受付日時が印字されたものを提出してください。基準月(前々年(2019年)又は前年(2020年)の8、9月から選んだ月)が含まれた年の申告書を提出してください。</p> <p>※ 收受日付印が無い場合は納税証明書を添付願います(<u>4～6月分の応援金を申請した方は納税証明書のみ省略可能です</u>)。</p>
	<input type="checkbox"/> [確定申告の義務がない場合] 住民税申告書の控え(写し) 又は課税証明書(非課税証明書)	
	<input type="checkbox"/> [新規開業の場合(様式2のA欄を用いる場合)] 開業届の控え(写し)	
<input type="checkbox"/>	8 所得税青色申告決算書P1, P2 又は収支内訳書(白色申告書)等の控え(写し)	基準月が含まれた年の申告書を提出してください。
	<input type="checkbox"/> [白色申告等月毎の売上の記載が無い場合に追加] 基準月の売上台帳等(写し)	<u>日ごとの売上額</u> と、月の合計売上額が確認できるものとしてください。
<input type="checkbox"/>	9 対象月の売上台帳等(写し)	本年(2021年)8、9月のうち、基準月と同月のものです。 <u>日ごとの売上額</u> と、月の合計売上額が確認できるものとしてください。
	<input type="checkbox"/> [対象月の売上が0円の場合のみ以下を追加] 対象月以降で売上がある月の売上台帳等(写し)	<u>日ごとの売上額</u> と、月の合計売上額が確認できるものとしてください。

[その他留意事項] ・手書きの場合は、黒色ボールペンで記載してください。(消えるボールペン不可)

様式1 記入見本

第2弾(8月~9月分)

法人事業者、個人事業者共通

新型コロナ中小企業者等特別応援金 支給申請書 兼誓約・同意書 兼口座振込依頼書

長野県知事 阿部 守一 様

2021年 10月 1日

私は、次のとおり、長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金の支給を申請します。

1 誓約・同意事項 (提出前に内容を確認し、必ず、下のチェック欄に「✓」を)

- 本申請は、本事業の「申請要領Ⅱ 支給対象者」に定める支給要件を全て満たしています。
- 本申請書に記入した内容に、虚偽の記入は一切ありません。
- 本応援金の受給後も事業を継続します。対象月に休業している場合は、申請までに営業を再開します。
- 本申請に係る証拠書類 (添付書類の原本、帳簿類、取引伝票類) を、2027年3月末まで保存します。
- 将来にわたって2021年8月、9月を対象とする月次支援金を受給しません。なお、すでに申請済みの場合又は今後申請する場合は、本申請を取り下げるか、あるいは、取り下げない時は、2021年8月分又は9月分の月次支援金と本申請にかかる特別応援金の両方を受給した場合は、いずれかを直ちに返還します。
- 知事又は知事が委任した者の求めに応じて (4) で保存している書類の情報を速やかに提供します。
- 申請内容に疑義がある場合に、知事又は知事が委任した者が事情聴取及び立入検査等の調査を行うことに同意します。
- 無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、特別応援金の返還等を直に行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等が公表される場合及び本応援金の支給等に必要範囲において公表されます。
- 提出した申請書に虚偽の記載がある場合は、申請者の個人情報が公表される場合があります。

提出日(発送日)を記載してください。
受付開始日(2021年10月1日)以降で、受付終了日(同年11月30日)以前の日付となる必要があります。

必ずチェックを入れてください

必ず「✓」してください

私は上記(1)~(6)の事項を誓約し、(7)~(9)の事項に同意します。

4月~6月分の特別応援金を申請された方も全ての項目にチェックしてください

2 申請者兼誓約する者

法人名 (法人の場合) ・ 屋号等 (個人の場合)

株式会社 長野

代表者の職・氏名又は個人事業者の氏名 (自署)

代表取締役 長野 太郎

自署のため押印は省略できます。ただし、氏名を印字する場合は、代わりに「実印の押印」をしてください。

氏名を印字をされた場合「実印」の押印が必要です

「事業者の区分等」の記載 ①「事業者の区分」にチェックを入れてください。
② 個人事業者は生年月日を西暦で記入してください。
③ 法人事業者は「法人番号」、「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員数」を記入してください。

3 申請者情報 (業種欄については、申請要領5ページ下部の表から、該当する番号を1つ記入してください。)

事業者の区分等	事業者の区分	法人番号 (法人のみ)	生年月日 (個人のみ) ※西暦で記入
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	1234567891011	年 月 日
業種※選択	業種	資本金の額又は出資の総額 (法人のみ)	常時使用する従業員数 (法人のみ)
	番号 14	100,000,000 円	40 人
郵便番号	〒 380 - 0000		
住所又は本店所在地	長野県長野市 X-X-X		
フリガナ	ナガノ タロウ	E-mailアドレス	XXX @ ΔΔΔ . Jp
担当者の氏名	長野 太郎	日中に連絡が取れる電話番号	026 - 235 - ΔΔ
振込先の口座	金融機関名	支店名	預金種別
	〇〇銀行	XX支店	普通
※申請者氏名・法人名と一致する口座名義に限ります	口座名義 (カタカナで記入)	金融機関コード	支店コード
	カブシキガイシャ ナガノ	0000	111
	口座番号 (右詰め)	金額 (様式2:申請金額等計算書から転記)	
	22222222	¥ 400,000 円	

個人事業者は、住民票の住所を記載してください。
本人確認書類等添付書類との一致が必要です。
法人事業者は、本店の所在地を記載してください。
様式2から申請金額を転記してください。
(千円未満の金額は切り捨てになります。)

申請要領の5ページから該当する理由を選択し、番号を1つ記入してください。
「6 その他」を選択した場合は、具体的な理由を右の欄に記入してください。
口座名義と、個人事業者氏名又は法人名との一致が必要です。
法人の場合、代表者の個人口座への振込はできません。
また、委任状による他者への支払いは行いません。

4 売上が減少した理由 (申請要領5ページ下部の表から、該当する番号を1つ記入してください。)

減収した理由 番号	6	6を選んだ場合具体的に記入	従業員の感染防止の観点から事業を縮小したため
-----------	---	---------------	------------------------

いずれかにチェックを入れてください。

5 月次支援金・特別応援金の申請状況 (該当するものにチェックしてください)

8月分又は9月分の月次支援金を	<input checked="" type="checkbox"/> 申請をしておらず、今後も申請を行いません。
※申請する場合の支給は、原則月次支援金の給付結果が判明した後にを行います。	<input type="checkbox"/> 申請をしている。あるいは、今後申請する可能性があります。
4月~6月分の特別応援金を	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済みで「3申請者情報」に変更がありません。
※申請済みで3申請者情報に変更が無い場合、一部添付書類の省略が可能です。	<input type="checkbox"/> 申請済みで「3申請者情報」に変更があります。または未申請です。

いずれかにチェックを入れてください。重複申請する方は月次支援金の結果判明後に給付決定通知書又は不給付決定通知書を事務局あて送付願います。

いずれかにチェックを入れてください。申請済みで、3申請者情報に変更が無い方は登記書類や個人情報確認書類、口座確認書類の添付を省略できます。

6 確認事項 (該当するものにチェックしてください。)

提出書類の記載に軽微な不備があった場合	<input checked="" type="checkbox"/> 県及び県が契約する委託機関による修正を認めます。
	<input type="checkbox"/> 自ら修正します。

チェックがない場合は、「自ら修正します」を選んだとみなしますので、不備があった場合は、補正の依頼書等により申請書類を返送し、再度提出いただいた後、審査を再開します。

第2弾(8月~9月分)

様式2 記入見本

申請金額等計算書

塗りの個所に記入してください。

法人名又は氏名

株式会社 長野

基準月 以下から比較の基となる月(基準月)を選択(✓)してください。
 なお、2019年以降に開業した者(新規開業者)は、下のA欄の記載で代えることができます。

2019年 8月 新規開業
 2020年 9月

・原則として新型コロナの影響がない前々年(2019年)を選択してください。
 ・新規開業の方は基準月の収入に代え下のA欄で基準月収を算出してください。
 ・前年(2020年)を選択する場合は、下のB欄で、新型コロナ関連の給付金等の受給額を算出してください。

以下のアドレスに掲載しているエクセル形式の電子データを使用すると **自動** 欄については自動計算することもできます。※特設HP (<https://www.shinshu-ouen.jp/>)

基準月の収入 確定申告書類に記載された基準月の収入から転記(無い場合は売上台帳から算出し記入)してください。
 基準月に2020年を選んだ場合は、下のB欄⑥の「基準月の合計受給額」を必ず除いて記入してください。

税込額	365,600	円
税抜額 ①	332,363	円

自動

1円未満は切り捨て

・税込額で申告した場合は、税抜額も算出し記入してください。
 ・税抜額は簡易的に「税込額 ÷ 1.10」で計算する方法も可能です。
 ・白色申告等で月収の記載が無い場合は、売上台帳から算出して記入してください。
 ・新規開業の方は基準月の収入に代え下のA欄で基準月収を算出してください。

対象月 本年(2021年)の8月又は9月で、基準月と同じ月の収入を売上台帳から算出して記入してください。

税抜額 ② 154,675 円

税抜額は「税込額 ÷ 1.10」で計算する方法も可能です。

ご注意：本欄が「0円」の場合は、対象月以降で売上収入がある月の売上台帳の提出が必要です。
 新型コロナ関連給付金等を受給している場合は、受給金額を除いた額を記入してください。

減少率 右の式で計算し、確認してください。
 ご注意：50%未満の場合、申請できません。

$$\left(1 - \frac{\text{②}}{\text{①}}\right) \times 100\% = 53\%$$

小数点以下切り捨て

減少額 右の式で計算してください。

$$\text{①} - \text{②} = \text{③} \quad 177,688 \text{ 円}$$

自動

申請金額 ③の金額から千円未満を切り捨てた額と上限額(法人40万円、個人20万円)のどちらか低い額を記入してください。

177,000 円

申請書(様式1)にこの金額を転記

A 欄 2019年1月~2021年

「A欄」は、新規開業者で本欄の使用を希望する方用の記入欄です。それ以外の方の記入は不要です。

以下に必要事項を記入し計算し

開業年の営業月数 ④ 6 ヶ月
 対象とする月 2021年 8月 9月
 ※対象とする月の収入は、売上台帳から算出し上欄②に記入してください。

開業年の売上収入 税抜額 ⑤ 1,994,178 円
 基準月収 (平均月収) ① 332,363 円
 ⑤ ÷ ④ = ①
 自動
 1円未満は切り捨て

※2021年に開業した場合の売上収入は開業~3月までが対象

B 欄 基準月に前年(2020年)8月又は9月を選択した方は記載が必要です。

新型コロナ関連給付金受給額を記入してください。
 受給していない場合は「0」を記入してください。

内訳	持続化給付金	1,000,000	円
	新型コロナ協力金	300,000	円
	雇用調整助成金		円
	その他 ()		円

基準月の合計受給額 ⑥ 1,300,000 円

自動

1 用語の定義・説明

Q 1-1 月次支援金とは？

A 正式には「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」といい、中小企業庁が緊急事態宣言等の影響を受けた事業者に支給するものです。2021年4月分から、月毎に申請することができます。(詳細は以下のHP参照)
https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

Q 1-2 対象月とは？

A 本年(2021)年8月又は9月で、基準月と比べて売上が50%以上減少したとして、申請者が選択した月です。基準月と同月(年は別)である必要があります。

Q 1-3 基準月とは？

A 比較の基になる2019年または2020年の8月又は9月から選択した月のことです。

2 支給対象者について

(1) 事業を行う地域

Q 2-1-1 法人の場合、本店又は主たる事務所が長野県外に所在する事業者は、申請ができるか？

A 申請できません。対象月及び申請日時時点で、本店が長野県内に所在する必要があります。履歴事項全部証明書等の書類で確認します。

Q 2-1-2 個人事業者の場合、住所が長野県外にある事業者は、申請ができるか？

A 申請できません。対象月及び申請日時時点で、住所が長野県内にある必要があります。身分証明書類で確認します。

Q 2-1-3 納税地の判断はいつの時点で行うか？

A 原則、直前の納税地が県内かどうかで判断しますが、確定申告後に新規開業や本店または住所の移転があった場合は、必要に応じて証明する書類を求めます。

(2) 新型コロナウイルスの影響

Q 2-2 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたかどうか、どのように判断するか？

A 申請要領の選択肢から売上減少理由を選択していただき判断します。なお、選択肢に該当項目がない場合は、具体的な理由を記載していただき個別に判断します。

(3) 対象となる事業形態について

Q 2-3-1 必要な営業許可の期限が切れている場合は申請ができるか？

A 対象月及び申請日時時点において、期限切れを含め必要な営業許可を取っていない場合は申請できません。

Q 2-3-2 対象外としている公共団体とはどのような団体か？

A 法人税法別表第一で定める国立大学法人、地方公共団体、土地改良区などが公共法人に該当します。詳細は以下のHPでご確認ください。なお、財産区は特別地方公共団体であるため、対象となりません。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034>

Q 2-3-3 アパートや駐車場などの不動産の賃貸を行っている場合は申請ができるか？

A 事業収入として確定申告を行っている場合は申請可能です。不動産収入として確定申告している場合は原則申請できませんが、税務申告で事業的規模と認められるか、県の不動産貸付業認定基準を満たしている場合は申請が可能です。この場合、原則、県税の納付書の控えの写しをご提出ください。

Q 2-3-4 無店舗型の事業や、移動販売による事業は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q 2-3-5 いわゆる「フリーランス」の事業者は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q 2-3-6 被雇用者(会社員、パート社員、アルバイト従業員等)は申請ができるか？

A 給与とは別に事業収入があり、確定申告を行っていれば申請が可能です。公務員等で安定的な給与収入を得られている方は、事業で生計を立てたり、雇用を維持している方を応援するという趣旨をご理解いただき、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

Q 2-3-7 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するのか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。なお、提出の際は「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」にマスキング(黒塗り)がされているか確認したうえで提出をお願いします。

第2弾(8月～9月分)

- Q 2-3-8 農業者は申請できるか？その場合に注意点はありますか？
A 売上の減少が新型コロナの影響であれば申請できます。なお、基準月の売上は、年間平均やその月の入金額ではなく、その月に発生した取引額で算出してください。
- Q 2-3-9 任意団体は申請ができるか？
A 人格なき社団として「事業収入」を確定申告しており、その他の必要な要件に適合すれば対象となります。
- Q 2-3-10 任意団体として申請をする場合の上限額はいくらか？
A 上限40万円となります。(法人に準じます。)
- Q 2-3-11 主たる事業収入を、雑所得、給与所得として申告している場合は、申請ができるか？
A 業務委託契約に基づく収入が主たる収入(他の収入を下回らない)であれば、申請ができます。業務委託契約書など契約を証明する書類の添付をお願いします。
- Q 2-3-12 新規開業者は申請ができるか？
A 2021年3月までに開業し、同年4月までに開業届を提出している方は申請可能です。2021年4月から7月までに開業した方は事務局へご相談ください。
- Q 2-3-13 承継についてはどのような場合に対象になるか。
A 様々なケースが考えられることから、状況を個別にお伺いする必要がありますので、まずはお問い合わせください。

(4) 廃業、休業等について

- Q 2-4-1 廃業した場合、申請ができるか？
A 申請できません。申請日時点において営業を行っており、今後も事業を継続する意思があることが支給要件になります。
- Q 2-4-2 休業している場合、申請ができるか？事業を継続する意思はどのように確認するのか？
A 原則として、対象月に事業収入があることが条件です。無い場合は遅くとも申請日までに事業活動を再開している必要があります。
- Q 2-4-3 休業している場合、事業の再開はどのように確認をするのか？
A 営業が再開された月の売上台帳の提出をお願いします。
- Q 2-4-4 休業等により対象月の売上げが0円の場合は事業の継続をどのように確認するのか？
A 対象月以降で売上がわかる売上台帳等または事業活動の証明ができる資料の提出をお願いします。

(5) 重複受給について

- Q 2-5-1 月次支援金と特別応援金 第2弾のどちらを選べばよいか？
A まずは月次支援金の対象となるかをご検討ください。特別応援金 第2弾が1回限りなのに対して、月次支援金は月毎に受給できる可能性があります。
- Q 2-5-2 月次支援金を申請している場合、特別応援金 第2弾の申請は可能か？
A 特別応援金の受付期間終了までに、8月分又は9月分の月次支援金の審査結果が判明する見通しが立たない場合は、特別応援金の申請が可能です。その場合、特別応援金の支給には、月次支援金の審査結果(月次支援金が受給できないことを証明する書類)の送付が必要になります。なお、4月分～7月分と10月分以降の月次支援金のみを申請する(している)場合は、特別応援金 第2弾の申請は可能です。
※ 国の月次支援金受給者情報をもとに、重複して申請していないか確認を行うとともに、重複して受給していた場合は、返還を求めます。
- Q 2-5-3 月次支援金を申請し不支給となった場合、特別応援金 第2弾の申請はできるか？
A 受付期間内であれば申請可能です。
- Q 2-5-4 受給していても申請できる給付金等があるか？
A 国の一時支援金、国の月次支援金(4～7月分と10月分以降)、長野県新型コロナ拡大防止協力金、雇用調整助成金との併用受給は可能です。

3 添付する書類について

(1) 確定申告書類、売上台帳

- Q 3-1-1 確定申告の義務がないため確定申告書の控えがないが、どうすればよいか？
A 事業収入にかかる住民税の申告書の控え、当該年度の課税証明書又は非課税証明書、納税証明書(事業所得金額の記載のあるもの)などを提出してください。
- Q 3-1-2 電子申告のため、税務署の受付印が押印されていないが、申請はできるか？
A 電子申告の場合、受付印は押印されないため、受付日時の印字された「受信通知」等を添付してください。

- Q 3-1-3 青色申告書を行っているが、基準月の売上はどのように証明すればよいか？
A 原則青色申告決算書の「月別売上(収入)金額」欄で確認します。同欄が未記入の場合は、併せて基準月の売上台帳を提出してください。
- Q 3-1-4 白色申告のため確定申告書に月毎の売上が記載されていないが、どのように売上を証明すればよいか？
A 白色申告の方は、確定申告書のほか、基準月の売上台帳により確認します。

(2) 本人確認書類

- Q 3-2-1 転居や結婚等により運転免許証に記載された住所・氏名が申請書と一致していないが、この場合は何を提出すればよいか？
A 運転免許証の裏面に変更後の住所や氏名の記載がある場合は、それで確認が可能です。記載がない場合は住民票を提出してください。
- Q 3-2-2 マイナンバー通知カードを本人確認書類としてもよいか？
A 本人確認書類にはできません。運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカード(表)の写し、住民票などの提出をお願いします。
- Q 3-2-3 健康保険証の住所を現住所の身分証明書類としてもよいか？
印字された住所ではないため、運転免許証等印字された証明書の提出をお願いします。なお、被扶養者確認のため、健康保険証を提出していただきますが、「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」をマスキング(黒塗り)したうえでご提出をお願いします。

4 申請書の作成について

(1) 振込口座の記載について

- Q 4-1-1 特別応援金 第2弾の振込先金融機関はどこでもよいか？
A ネット銀行を含む、国内全ての金融機関を指定できます。
- Q 4-1-2 振込先口座は当座でもよいか？
A 当座を指定できます。当座は振込通帳が無いため、代わりに当座番号照合表や取引明細書の口座番号が確認できる書類の写しの提出をお願いします。

(2) 売上高の算出

- Q 4-2-1 県外の支店や営業所の売上は含めるのか？
A 売上を含めます。確定申告を行った全ての事業所の合計の売上を事業収入として比較を行ってください。ただし、新型コロナウイルス関連の給付金は除いてください。
- Q 4-2-2 8月又は9月を比較したところ、ある一月だけ、50%以上減少していたが申請ができるか？
A 申請が可能です。
- Q 4-2-3 様式2で原則2019年と比較するとしているが、2020年の事業収入と比較してもよいか？
A 可能です。その場合は、事業収入額から、新型コロナの発生に対応する各種給付金を除外してから、計算してください。以下に除外する給付金の具体例を示します。
持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金、長野県コロナ特別対応型持続化支援事業補助金、長野県飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金、長野県観光関連サービス業等生産性向上支援補助金、その他国、県、市町村から受給した経営・雇用支援を目的とした各種給付金
- Q 4-2-4 月の収入はどのように計算するのか？月内に入金された金額でよいか？
A 基準月については原則確定申告から転記し、対象月についても同等の取り扱いで帳簿を作成し、比較してください。特に、農業など月毎の売上の差が大きい業種については、その月に提供した仕事(発生時点)で計算してください。入金タイミングは必ずしも関係ありません。
- Q 4-2-5 事業以外の収入(不動産、利子、給与、雑所得等)は含めるのか？
A 原則として含めません。ただし、業務委託契約で得た報酬を給与又は雑所得として計上し、確定申告を行っている場合は、その金額分を含めます。この場合、添付書類に当該報酬の根拠となる契約書等を追加して下さい。
- Q 4-2-6 複数の事業を実施している場合は、どのように比較するのか？
A 同一法人による事業、同一の個人による事業については、確定申告した金額(事業全体の合計額)と事業全体の対象月の売上高で比較してください。
- Q 4-2-7 売上算出における2019年の消費税の計算は1.08ではないのか？
A 簡易的に計算する場合は基準月、対象月とも1.1で除す方法をお願いしています。これは2021年の消費税は軽減税率により1.08と1.10が混在する可能性があるためです。台帳等から消費税額が確認できる場合は正確な数字で申請いただくことも可能です。

(3) 番号等の記載

Q 4-3-1 法人番号はどうやって調べるのか？

A 以下の国税庁の法人番号公表サイトでご確認いただけます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
また、平日は以下の連絡先にお問い合わせもできます。
国税庁法人番号管理室 電話番号:0120-053-161

Q 4-3-2 金融機関のコード、支店コードはどうやって調べるのか？

A キャッシュカード等から確認ができます。それでもご不明の場合は各金融機関にお問い合わせください。

(4) 申請額・申請単位

Q 4-4-1 8～9月の毎月分の申請ができるか？

A 申請は1回限りです。いずれかの月を選んでください。

Q 4-4-2 申請は事業者毎か？それとも事業所(店舗)毎か？

A 事業者毎になります。長野県内に複数の事業所(店舗)があっても申請できるのは1回です。

Q 4-4-3 実際の支給金額はどのように算出するのか？

A 支給金額は、基準月の売上高から、対象月の売上高を引いた金額となり、消費税は除き1,000円未満は切り捨てます。(法人等40万円、個人事業者20万円の上限設定があります。)

5 審査について

(1) 書類の不足や不備に対する補正について

Q 5-1 書類不足などの不備がある場合、追加提出書類はいつまでに提出すればよいか？

A 提出期限は、追加や補正を依頼する際にお伝えします。なお、指定された期日までにご対応いただけない場合に、不支給となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 審査結果、支給金額の通知方法、支払いの時期

Q 5-2-1 申請から支払いまでどのくらいかかるか？

A 書類に不備がない場合は、申請受付から1か月以内を目途に振込を行う予定ですが、受付開始直後や受付期限直前等で申請が集中した場合は、さらに、お待ちいただく可能性がございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

Q 5-2-2 支給及び不支給の通知はあるのか？

A 受理した申請については「支給」又は「不支給」のいずれかの通知を行います。また、支給通知と前後して、指定された銀行口座に応援金を入金します。

Q 5-2-3 振込口座は、申請者名と別名でもよいか？

A 一致する必要があります。個人の氏名に屋号等が含まれる場合、その屋号等が主たる事業におけるものと判断できれば支給する場合があります。

Q 5-2-4 任意団体の場合、代表者の個人名の口座に振り込みが可能か？

A その場合、振込はできません。団体の名称が入った口座名義が必要になります。

(3) その他

Q 5-3-1 特別応援金は課税の対象となるか？税務上の処理はどうしたらよいか？

A 収入として課税の対象となります。詳しくは、所管する税務署にご相談ください。なお、消費税等については不課税(課税対象外)となります。

Q 5-3-2 金銭的な負担はあるか？

A 応援金を支給する前に、県及び委託先の事務局が費用等を請求することは絶対にありません。そういった詐欺行為には十分にお気を付けください。申請書や追加書類を郵送していただく場合、簡易書留など追跡ができる方法での郵送をお願いしており、こちらの郵送費用の負担をお願いしています。

Q 5-3-3 申請期間に遅れた場合はどうなるか？

A 受付は、一切できませんので、期間の厳守をお願いします。

Q 5-3-4 自署について、印鑑に代えることは可能か？

A 印字された法人代表者の役職・氏名又は個人の氏名について、実印が押印してあれば、自署に代えることができます。